

## 令和6年度（2024年度）熊本市寝具無料乾燥事業委託仕様書

### （目的）

在宅のおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯並びに重度の障がい  
を有する者の寝具を無料丸洗い殺菌乾燥を行い清潔を保持し、福祉の増進に寄与  
することを目的とする。なお、感染性疾患者の寝具については、消毒殺菌処理後  
丸洗い殺菌乾燥を行う。

### （対象者）

当該利用年度分の市町村民税が非課税でおおむね65歳以上の単身世帯及び高  
齢者のみの世帯で、老衰、心身の障がいや疾病等の者、並びに重度の障がいを有  
する者（身体障害手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1  
級）の方で、現に使用している寝具類の衛生管理が困難な者。

### （事業内容）

- （1）高齢福祉課より、業者へ利用者一覧と利用券の写しを送付し、各区役所  
福祉課より、利用者へ利用券を発送する。
- （2）業者は、利用者一覧を受け取ったら、利用者の都合を確認して回収計画  
を作成する。
- （3）利用者から業者に直接連絡があった場合は、できるだけ利用者の希望に  
あわせて回収計画を作成する。
- （4）回収計画により布団等の回収を行う際、利用者に電話をして訪問し、利  
用券を利用者から回収する。
- （5）対象の寝具は、1件につき掛け布団、敷布団、毛布の各1枚以内とする。
- （6）各寝具について
  - ①掛布団（羽毛、羊毛、綿、サイズは問わない）
  - ②敷布団（羽毛、羊毛、綿、サイズは問わない）
  - ③毛布（一重、二重、素材、サイズは問わない）
- （7）回収した寝具以外に代わりの寝具がない場合は、業者は寝具の無料貸出  
を行う。
- （8）こたつ布団を布団にしている場合、こたつ布団を掛布団、敷物を敷布団  
とする。
- （9）回収してから2週間程度以内で布団を返却する。返却の際、回収した利  
用券を持って行き、確認印をもらう。利用者が利用券を紛失している場合は、  
利用券の写しにて対応する。
- （10）寝具は、丸洗い殺菌、乾燥を行い、感染性疾患者の寝具については、  
消毒殺菌処理後丸洗い殺菌乾燥を行う。
- （11）業務は1月末までに終了すること。ただし、特別な事情がある場合は  
この限りではない。
- （12）業務が終了したら、回収した利用券を高齢福祉課に提出する。
- （13）請求書を提出する際は、人数を把握する為にエクセル表でデータを提

出すこと。

(14) 利用券に記載した内容で事業を実施すること。なお、実施する寝具の種類が変更となる場合は、高齢福祉課及び各区役所福祉課に事前に了承を得たうえで、利用券に利用者から訂正印をもらう等、利用者が同意していることを明らかにし、(13)のデータでも把握できるようにすること。ただし、実施する寝具の種類が減る場合はこの限りではない。

(契約期間)

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日まで

(秘密の保持)

対象者名簿の情報など業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(令和5年度実績)

■ 高齢	業 務	単価 (税抜)	数量	金額
掛布団	丸洗い殺菌乾燥	¥3,270		
敷布団	丸洗い殺菌乾燥	¥3,270		
毛布	丸洗い殺菌乾燥	¥1,020		
■ 障がい				
掛布団	丸洗い殺菌乾燥	¥3,270		
敷布団	丸洗い殺菌乾燥	¥3,270		
毛布	丸洗い殺菌乾燥	¥1,020		
■ 消毒				
掛布団	消毒殺菌乾燥	¥3,880		
敷布団	消毒殺菌乾燥	¥3,880		
毛布	消毒殺菌乾燥	¥1,610		
合計 (税抜)				
消費税 (10%)				
合計 (税込)				